

令和5年3月22日(水)に開催した令和4年度第13回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は次のとおりである。

1 議案

(1) 公立大学法人静岡文化芸術大学 令和5年度 年度計画 (案)

(2) 公立大学法人静岡文化芸術大学 令和5年度 収支予算 (案)

(3) 令和4年度収支補正予算 (案) について

(4) 有期雇用職員の給与の見直しについて

ア 趣旨

本役員会前に実施された第4回経営審議会にて、事務局より説明があったため、割愛。

イ 主な意見・質問

特になし。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(5) 教員の就業規則違反行為に係る処分

ア 趣旨

事務局から、非行があった教員に対して懲戒処分を行うことについて、公立大学法人静岡文化芸術大学職員の懲戒等に関する規程第8条の規定に基づき下記のとおり「懲戒解雇が適当である」旨の学長から理事長へ申し出があり、今回役員会の意見を聴く旨の説明があった。

イ 主な意見・質問

・事件の発生から随分時間が経っているが、どのように事実認定されたのか。

→被害者から相談があり、その時点で確認できた物証のみで判断し、推論を挟まないといけない判断は委員会ではしていない。

・懲戒委員会の判断は支持する。ただ、再発防止については明示的なアクションを取る必要がある。建物を改良するのは時間がかかるが、少なくともミーティングするときドアを開放するというはどこでもやっているの、進めて頂きたい。

→面談をするときはドアを開放するというのは何度も言っており、その習慣はかなり広がっている。ただし、全員そうかと言えばそうではない場合も見受けられるので、なお徹底していきたい。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(6) 非常勤講師の委嘱について

ア 趣旨

事務局から、予定していた非常勤講師の辞退及び第5号議案で審議した懲戒処分により今後専任教員が欠員となるため、2名を非常勤講師に委嘱する旨の説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

以上